

役員報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人名古屋石田学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第38条の規定等に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、この法人の理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、この法人の理事、監事及び評議員をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、別表に定める報酬及び退職慰労金を支給する。

- 2 報酬及び退職慰労金は、特別の理由がある場合にあつては、これを増額することができる。
- 3 報酬及び退職慰労金の源泉所得税は、この法人が負担する。
- 4 職員より選出された役員等には、報酬は支給しない。ただし、特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。
- 5 退職慰労金の就任期間の計算に当たっては、1年未満の期間はこれを切り上げる。
- 6 評議員の退職慰労金の就任期間の計算に当たっては、職員としての在職期間はこれを含めない。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は、原則として当年度第1回の理事会、評議員会の開催日に支給する。

- 2 退職慰労金は、退職した後1か月以内に支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出

のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員等には、旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表評議員の退職慰労金に係る部分は、同年1月1日から施行する。

2 役員報酬規程、役員退職金規程、評議員報酬規程は、廃止する。

別表

報酬は下記のとおりとする。

理 事	1年	200,000円
-----	----	----------

監 事	1年	100,000円
-----	----	----------

評議員	1年	80,000円
-----	----	---------

退職慰労金は下記のとおりとする。

理 事	就任期間1年につき	200,000円
監 事	就任期間1年につき	100,000円
評議員	就任期間1年につき	30,000円